

不正受給とならないよう必ずご確認ください

生活支援特別給付金（住民税均等割のみ課税世帯分）の手続について

生活支援特別給付金（住民税均等割のみ課税世帯10万円給付）は、受給の要件を満たしている場合に限り受け取ることができるものです。

以下の受給要件は、ご自身で判断できない場合がほとんどです。必ず、親に確認をした上で、給付金の受給手続を行ってください。

受給要件	令和5年度分の住民税が課されている者の扶養親族等ではないこと。
受給要件の確認内容	<p>あなたの親が、令和4年中の収入についての税の申告で、あなたを扶養親族として申告しているかどうかを確認してください。</p> <p>親があなたを扶養親族として申告している場合は、受給要件を満たしません。ただし、親が住民税非課税であれば、受給要件を満たします。</p> <p>※ 多くの親が学生を扶養親族として申告しています。必ず親に確認してください。</p> <p>※ 親の令和4年分の扶養控除等申告書（給与の支払者に提出）や確定申告書による申告内容を確認する必要があります。これらの申告による控除対象扶養親族などの判定は、令和4年12月31日の現況で行われています。</p> <p>※ 令和5年度分の住民税は、令和4年中の所得に応じて課されています。</p>
よくある質問	<p>Q1 親と同居していません。一人暮らしです。受給要件を満たしますか？</p> <p>A1 親と同居しているかどうか、一人暮らしかどうかは、受給要件とは関係がありません。受給要件は、住民税における取扱いで判定します。</p> <p>Q2 現在、親から扶養されていない（仕送りがない）。受給要件を満たしますか？</p> <p>A2 現在扶養されていない（仕送りがない）ことは、受給要件とは関係がありません。受給要件は、住民税における取扱いで判定します。</p> <p>Q3 給付金を受け取りましたが、親に確認したところ、親は住民税が課税されており、私を扶養親族として申告していました。どうすればよいですか？</p> <p>A3 市が指定する方法で、受給した給付金を返還する必要があります。なお、自主的に連絡をした方が不正受給者として罰せられることはありません。</p>

※ 意図的に虚偽の申請をした場合は、不正受給として詐欺罪に問われることがあります。

受給の要件を親に確認しましたか？

あなたが、令和5年度分の住民税が課されている者の扶養親族等である場合は、①に☑はできません。

生活支援特別給付金（住民税均等割のみ課税世帯分）支給要件確認書

生活支援特別給付金（住民税均等割のみ課税世帯分）支給要件について、令和5年度の住民税の課税状況（12月時点）に基づき、支給対象者に該当すると思われるため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。

以下の内容を確認して、令和6年5月31日（※当日消印有効）までに、この確認書を返送してください。

支給方法	口座振込
支給日	別府市が確認書を確認した日から、おおむね3週間を予定しています。
支給口座	
支給額	100,000円

※上記の支給口座欄が空欄の場合は、裏面の受取口座記入欄に記入してください。

■世帯主の方が記入してください。

確認欄（以下の項目を確認し、確認後にチェック欄（□）にレを入れてください）

<input type="checkbox"/>	① 世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていません。
<input type="checkbox"/>	② 世帯の中に、住民税所得割課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
<input type="checkbox"/>	③ 別府市及び他の市区町村で同様の趣旨の給付金（非課税世帯向けの給付金を含む）の支給を受けた世帯又は当該世帯の世帯主であった者を含む世帯ではありません。

※①から③の全てにチェックがある場合に限り、支給対象に該当し、給付金が受け取れます。

（いずれか1つでもチェックがない場合、支給対象に該当せず、給付金を受け取れません。）

※租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる場合は、支給対象となりません。

※確認内容が誤っている場合は給付金の返還を求める場合があります。

住民税の取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。

また、意図的に虚偽の記載をした場合は、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

※上記の回答期限までに返信がない場合及び返送した確認書に不備があり、別府市が定める期限までに必要な修正が行われない場合、別府市は本給付金の支給を辞退したとみなします。

連絡先電話番号

※日中に、連絡可能な電話番号を記入してください。